

令和8年度 ECEQ®実施要項

第1章 総則

(名称)

第1条 ECEQ®は、Early Childhood Education Quality System の頭文字から成る名称であり、一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構（以降、当機構という）が開発した『公開保育を活用した幼児教育の質向上システム』のことをいう。

(1) ECEQ は商標登録を行い、ECEQ®と表記する。

(目的)

第2条 この実施要項は、ECEQ®を適正かつ健全に実施するために、その内容について定めるものとする。

(事務所)

第3条 ECEQ®に関する事務を行う主たる事務所を、当機構内事務室に置く。

第2章 ECEQ®の目的と実施内容

(実施目的)

第4条 ECEQ®は、実施園の幼児教育の質向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第5条 ECEQ®は5つのSTEPで構成され、各STEPは、次の方法にて行う。

- (1) STEP 1 から STEP 5 までのすべての段階に、複数人の ECEQ®コーディネーターが実施園に関わりながら実施することを基本とする。
- (2) STEP 1 から STEP 5 までの実施は、第11条に定める実施報告の完了期日に間に合うよう、原則として一事業年度内に完了する。

(実施内容)

第6条 実施園は、次の内容を行う。

- (1) 実施園はSTEP 1 から STEP 5 までの5STEP（全5段階）を行う。
 - ① STEP 1 【事前訪問】 園長や教頭等は ECEQ®の目的、趣旨、流れ等の説明を聞き、園運営についてのヒアリングを受ける。
 - ② STEP 2 【事前研修】 保育者等は ECEQ®の目的、趣旨、流れ等の説明を聞き、事前研修を実施し、自園の良さや課題を抽出し自園の現状と課題を確認する。
 - ③ STEP 3 【準備】 公開保育当日に参加者に見てもらいたい項目や保育場面等を整理し「問い」づくりを行い、公開保育参加者を迎える準備を行う。
 - ④ STEP 4 【公開保育】 オリエンテーション、保育公開、分科会、全体会を行う。
 - ⑤ STEP 5 【事後研修】 公開保育時に参加者から得た意見や感想等を参考に、振り返りを行う。
- (2) STEP 4 で公開するクラスは、3歳児、4歳児、5歳児の全クラスを原則とし、実施園の希望に

応じて他の年齢児クラス等も公開する。

- (3) STEP 4は特定の行事、預かり保育は公開対象としない。
- (4) STEP 4の分科会及び全体会は、ECEQ®実施園の公開したクラスの担任を含む可能な限り多くの保育者等が参加できるように調整する。
- (5) 実施園は5STEP終了後ECEQ®実施園記録を作成する。

(実施時間)

第7条 各STEPの標準時間は次の時間数を標準とする。

- (1) STEP 1 1時間～1.5時間
- (2) STEP 2 2時間～3時間
- (3) STEP 3 2時間～3時間
- (4) STEP 4 5時間～6時間
- (5) STEP 5 2時間～3時間

(研修スタンプの発行)

第8条 STEP 4においては、公開保育の参加者および実施園の保育者等に対し、研修スタンプ（俯瞰図番号B2文部科学省マネジメント分野）を発行することができる。STEP 2・STEP 3及びSTEP 5は、ECEQ®コーディネーターが関わる園内研修として位置付ける。

- (1) STEP 4の実施時間数に関しては、実施園担当のECEQ®コーディネーターと相談しその園の実情に合わせて設定する。

(実施対象)

第9条 ECEQ®の実施対象は次のとおりとする。

- (1) 幼稚園
- (2) 認定こども園（幼稚園型、幼保連携型、保育所型）
- (3) 認可保育所
- (4) その他、3～5歳児に幼児教育を行っている施設

(実施申請)

第10条 ECEQ®実施申請は、実施希望園がECEQ®実施申請書に必要事項を記入後、各都道府県私立幼稚園団体事務局を経由して当機構に提出する。

実施申請書の提出は、ECEQ®実施年度の前年度2月から当該年度5月末までの期間とする。

(実施報告)

第11条 ECEQ®コーディネーターは、実施園が作成したECEQ®実施園記録を基にECEQ®コーディネーター報告書を作成し、各都道府県私立幼稚園団体事務局を経由して当機構に提出する。

報告書等の提出は、ECEQ®実施年度2月末までとする。

(実施認定証の発行)

第12条 ECEQ®5STEPを完了し、報告書等を当機構に提出し受理され、第14条に定める管理費を

納付した実施園には、当機構より ECEQ®実施認定証を交付する。尚、ECEQ®実施認定証の再発行は再発行に係る経費として2,000円を納入の上、交付する。

(第三者評価)

第13条 ECEQ®は、学校評価における第三者評価として取り扱うことができる。

ECEQ®を第三者評価として取り扱う場合には、「学校評価における第三者評価取扱要項」に基づき、諸手続きを行うこととする。

第3章 ECEQ®管理費に関すること

(管理費)

第14条 ECEQ®実施に際し、実施園は当機構へ管理費を納入する。ECEQ®管理費は、ECEQ®実施園認定に係る経費の他、ECEQ®研究開発費、ECEQ®コーディネーター養成等に使用する。

(1) 金額等は下記に定める。

- ・新制度園 5万円
- ・自治体より施設関係者評価加算相当の補助金を受けることができた私学助成園 5万円
- ・自治体より施設関係者評価加算相当の補助金を受けることができなかった私学助成園 1万円
- ・全日本私立幼稚園連合会非加盟園 10万円

(2) 管理費の金額や納入方法の通知、及びその請求は、当該年度末に当機構より、各都道府県私立幼稚園団体を経由して実施園へ送付する。

第4章 ECEQ®コーディネーターに関すること

(資格)

第15条 ECEQ®コーディネーターは、当機構が主催する ECEQ®コーディネーター養成講座の全課程を修了し、当機構の ECEQ®コーディネーター認定証を有する者である。

- (1) ECEQ®コーディネーターは、有資格者としてその役割を自覚し、資格を有した後も研修を受講し自己研鑽に努めなければならない。
- (2) ECEQ®コーディネーターとしての責任を果たすことができない場合には、認定証を返上しなければならない。
- (3) ECEQ®コーディネーターの資格要件に関する事項については、別に定める「ECEQ®コーディネーター資格取得等要項」による。

(役割)

第16条 ECEQ®コーディネーターは、ECEQ®実施園または各都道府県私立幼稚園団体から依頼を受け、メインコーディネーターまたはサブコーディネーターとして、STEP 1～5までの全段階に参加し、実施園の幼児教育の質向上に向け支援を行う。

- (1) メインコーディネーターとは、コーディネーターのリーダーとして STEP 1～5 を主に進行し、全段階終了後、ECEQ®コーディネーター報告書を作成する者である。
- (2) サブコーディネーターとは、STEP 1～5 までをメインコーディネーターと共にし、メインコ

ーディネーターの補佐を行う者である。

(報酬及び交通費)

第17条 ECEQ®コーディネーターには、ECEQ®実施園または各都道府県私立幼稚園団体より報酬及び交通費が支給される。

(1) 報酬金額は各都道府県私立幼稚園団体の規程等に基づき各都道府県私立幼稚園団体等がこれを定める。

第5章 ECEQ®にかかる事務について

(事務)

第18条 ECEQ®にかかる申請から報告書提出までの事務手続きの一部は、実施園が加盟する各都道府県私立幼稚園団体事務局がこれにあたる。

- (1) 実施に際しての相談
- (2) 申請に関すること
- (3) ECEQ®コーディネーターの派遣
- (4) STEP4 公開保育実施に関し、ゆたかなまナビによる研修会設定等を行うこと
- (5) 研修スタンプ発行に関すること
- (6) 各種報告書等に関すること
- (7) 管理費納入等に関すること
- (8) その他、各都道府県私立幼稚園団体等が必要と認める事項に関すること

(その他)

第19条 加盟園以外の園が実施する場合は、実施園所在地の各都道府県私立幼稚園団体がこれを行う。
なお、加盟園以外の園が実施する場合には、事務手数料として1園あたり3万円を、当機構より各都道府県私立幼稚園団体へ支払うこととする。

第6章 補則

(補則)

第20条 この要項は、ECEQ®・評価チームが起案し、執行役員会の決定を経て変更することができる。